

## ・学校施設適正規模・適正配置の検討

### 1 . 課題の整理

本市をとりまく現状と部内検討委員会での具体的な取り組みを踏まえ、学校施設適正規模・適正配置における課題を以下に整理する。

#### 1) 現状からみた課題の整理

合併以後、本格的な通学区域の見直しは行っておらず、住所に基づく指定校には、偏在した通学区域が設定されているものもあり、その解消が必要である。

(この点に配慮した指定校変更特例措置においても、偏在した通学区域の特徴を裏づける利用状況になっている。また指定校変更特例措置が定着し、住所に基づく指定校ではなく、通学時間・距離の短い、近隣校へ入学する傾向が強く示されている。)

児童・生徒数の推移、将来の推計については、近年の住宅開発状況を反映し、特定の学校に一時的に児童・生徒が集中する結果となっており、学校規模によっては、現有施設での受入可能数を超える事態となっている。

(本市においては、今後も引き続き大規模な住宅開発が予定されており、一部の学校で児童・生徒数が急増することが想定される。)

その一方で少子化の影響により、学年で単学級編成しかできない学校も出現するなど、地域差が著しい状況になっており、その解消が必要である。

#### 2) 部内検討委員会での具体的な取り組みからみた課題の整理

特別支援教育については、引き続き庁内での議論を進めるとともに、実施に際しては、各学校の児童・生徒数を基に、必要な通常学級数を勘案し、その上で対応する。余剰施設を有効活用した設置可能箇所の把握に努める必要がある。

学校教育施設については、校舎の老朽化が進んでいるため、施設の建替えを視野に入れる必要がある。

ただし、現在の建築基準法及び東京都建築安全条例に規定される学校敷地と周辺道路との関係においては、将来的にも建替えが困難な学校も存在する。

また児童・生徒数の急増に際して、教室数が不足する場合、長期的には、児童・生徒数の減少が想定されることから、施設の建替え検討とともに、転用やプレハブ増設による対応も考慮する必要がある。

小中一貫教育との関連では、特に中学校1年で急増する不登校を未然に防止するため、小中連携教育の取り組みを推進するとともに、小学校と中学校の通学区域の整合に配慮する必要がある。

少人数指導、習熟度別指導、40人学級の見直しに際しては、各学校の児童・生徒数を基に、必要教室数を把握する必要がある。実施に際しては教室数の確保が前提となる。

最後に学校給食については、現在審議中の給食審議会の答申を踏まえることとする。

### 3) 学校別課題の整理

学校別に課題を以下に整理する。(表記内容については次のページ参照)

#### 【小学校】

学校名	課題項目											
	偏在	近接	分断	開発	将来	規小	規大	支援	建替	老朽	小中	35人
田無								-				
保谷												
保谷第一												
保谷第二												
谷戸												
東伏見												
中原								-				
向台												
碧山												
芝久保												
栄												
泉												
谷戸第二												
東								-				
柳沢												
上向台												
本町												
住吉												
けやき												

【中学校】

学校名	偏在	近接	分断	開発	将来	規小	規大	支援	建替	老朽	小中	35人
田無第一								-				
保谷								-				
田無第二												
ひばりが丘												
田無第三												
青嵐												
柳沢												
田無第四												
明保												

< 問題・課題項目 >

偏在：合併による通学区域の偏在がある（指定校変更特例措置を実施している）

「 」：通学区域の偏在あり

「空欄」：課題なし

近接：近接した配置の学校がある

「 」：近接配置の学校あり

「空欄」：課題なし

分断：通学区域が鉄道で分断されている

「 」：鉄道により分断されている

「空欄」：課題なし

開発：今後、住宅開発が行われる

「 」：住宅開発が行われる予定あり

「空欄」：課題なし

将来：児童・生徒の増加により教室数が不足する

「 」：教室数が不足する

「空欄」：課題なし

規小：小規模校化する（学級数12学級未満）

「 」：平成28年時点で12学級未満となる

「 」：平成28年時点で12学級となる

「空欄」：課題なし

規大：大規模校化する（学級数18学級を超える）

「 」：平成28年時点で18学級を超える

「空欄」：課題なし

支援：特別支援教室実施の可否

「 〇 」：余剰教室があり、現有施設で実施可能

「 × 」：教室数が不足するため、実施不可能

「 - 」：現在心障学級を実施

建替：校舎建替えに伴う建築基準法等の適否

「 × 」：東京都建築安全条例に抵触する（現行の法規には抵触するが、違法ではない）学校周辺道路の幅員が確保されていないため、建替えは不可能

「 〇 」：都市計画道路の完成により建替え可能になる

「 △ 」：適法であるが、工事車両の通行困難な箇所がある

「空欄」：課題なし

老朽：建築時からの経過年数

「 〇 」：築40年以上経過した学校

「 △ 」：築35年以上経過した学校

「空欄」：築35年未満の学校

小中：小学校と中学校の通学区域の整合

「 × 」：1つの小学校から進学する中学校が3つ以上に分散する場合の小学校とその進学先の中学校

「空欄」：上記の条件以外の学校

35人：35人学級実施の可否

「 〇 」：余剰教室があり、現有施設で実施可能

「 × 」：教室数が不足するため、実施不可能

「特別支援教室の実施」と「35人学級の実施」については、それぞれで可否の判断をしているため、同時に実施する場合は、不可能となる可能性もある。

## 2 . 望ましい施設規模と配置

### 1 ) 望ましい学校施設規模

#### 法令による規定

学校施設規模に関しては、学級数を1つの要素として検討する。現行の法令では、学校教育法施行規則第17条において次のように規定している。

「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、土地の状況、その他により特別の事情があるときはこの限りではない。」(中学校は第55条にて引用)としている。

また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条では、適正な規模の条件として、「学級数がおおむね12学級から18学級であること、統合する場合には24学級とする。」としている。

一般に12～18学級という規模数は、児童・生徒一人ひとりの個性や特性に応じた指導や教職員、児童・生徒の保護者との適切な結びつきに適しているなど、教育指導や学校運営の面などにおいて、望ましい規模とされている。

#### 小規模校・大規模校のメリットとデメリット

一方で少子化の影響や住宅開発により、本市の小・中学校においても、地域による児童・生徒数の偏在が見られ、学校規模にも格差を生じている。

そこで、12～18学級の範囲に満たないあるいはこれを超える、いわゆる小規模校や大規模校のメリットとデメリットについて整理する。

学校の小規模校化、大規模校化に伴うメリット・デメリットについては、「児童・生徒の学校生活」「指導・教育効果」「学校施設」の3つの側面でまとめる。

## 小規模校

側面	メリット	デメリット
「児童・生徒の学校生活」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域が狭いので、通学距離、時間が短い。(通学上の危険も少ない)</li> <li>・人間関係が深い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えができない。</li> <li>・人間関係が固定化しやすい。</li> <li>・部活動など選択の幅が狭い。</li> </ul>
「指導・教育効果」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒一人ひとりに目が届く(個に応じた指導がしやすい)</li> <li>・保護者を含め、結びつきが深く、一体感をもった指導、運営を行える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな人間関係を気づくなどの社会性の育成が難しい。</li> <li>・児童、生徒同士で切磋琢磨する機会が少ない。</li> <li>・多様な考えを引き出すことが難しい。</li> <li>・教科選択の幅が狭い。</li> <li>・学年や学科に複数の教員を配置できない。</li> </ul>
「学校施設・運営」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設維持、管理費が割高になる。</li> </ul>

## 大規模校

側面	メリット	デメリット
「児童・生徒の学校生活」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事に活気がでる。</li> <li>・クラス替えを通して、新たな人間関係を形成することができる。</li> <li>・部活動などの選択の幅が広がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年内での児童、生徒の相互交流や理解が不十分になる危険性がある。</li> </ul>
「指導・教育効果」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科選択の幅が広がる。</li> <li>・集団活動を通して、ルールや社会性を高めることができる。</li> <li>・複数の教員による教育内容、指導方法の研究、研修が可能になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の生徒の状況に応じた対応が難しい。</li> <li>・目が行き届きにくい。</li> </ul>
「学校施設・運営」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験に応じて職務を分担するなど、効率的な運営組織の編成が可能になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館、プール、特別教室などを利用した授業の割り当てに制約を生じる場合がある。</li> </ul>

## 部内検討委員会が考える望ましい規模

児童・生徒がさまざまな人とのかかわりの中で、多様な価値観や社会性を身につけていくためには、一定の人数や学級数が必要である。また、一人ひとりの個性や特性に応じた指導や学校運営面の充実を図る上では、教室の不足などが生じないよう、ある一定程度に抑える必要もある。

以上のことから、検討委員会としては、小学校における適正規模を概ね12～18学級(1学年で概ね2～3学級)と考える。また、中学校においても、(小学校の1/2の学校数であることを考慮すると)、適正規模としては、12～18学

級（1学年で概ね4～6学級）が妥当であると考える。

ただし、この範囲に満たない場合あるいはこれを超える場合でも、直ちに適切でない施設規模と判断するものではない。

たとえばこれは、小学校において、単学級が複数の学年にわたり、さらにそのような状況が将来も継続する見通しと判断される場合などを適正でない施設規模であるものとするなど、中長期的な視点から学校規模を捉えることとする。

## 2) 望ましい学校施設配置

### 法令による規定

配置については、明確な法令上の規定はない。むしろ児童・生徒にとっては、通学区域と通学距離の問題になる。通学距離についての法令による規定では、「小学校にあっては、概ね4キロメートル以内、中学校については、概ね6キロメートル以内であること」と規定されている。

この点について、現在の本市の小・中学校の配置と通学区域の状況からは、支障はない。

### 部内検討委員会が考える望ましい配置

現行の通学区域については、ほとんどの学校において、地域社会との深いかわりがあり、歴史的な経過を踏まえた地域社会との結びつきや町丁目などの行政上の単位、創立時の道路、鉄道状況を考慮し、設定されてきた通学区域となっている。

しかし、その後の幹線道路の開通や交通事情により、現在では、適切な通学区域とは言いがたい状況になっている。

さらに、合併という特殊性をもつ本市としては、他校の通学区域を跨いで通学するケース（ひばりが丘中通学区域）や旧市境付近の児童・生徒にとっては近隣に学校があるにもかかわらず、遠距離の学校が指定校になっているケース（保谷第二小、ひばりが丘中、柳沢中通学区域）など、実態に見合わない通学区域（指定校）ともなっている。

この通学区域の矛盾については、指定校変更特例措置等により弾力的に運用しているが、児童・生徒にとっては、遠距離通学が強いられる指定校か指定校変更特例措置を利用して近隣校へ入学するかを選択する状況ともなっており、偏在している通学区域の解消は不可欠である。

### 3 . 課題の解決に向けて

課題の解決に向けては、 の2で示した適正規模「12～18学級」を1つの基準として、通学区域の見直しと適正規模に満たない小規模校については、近接する学校との統廃合による方法が考えられる。

本市における統廃合の具体的事例としては、旧田無市の西原小学校と西原第二小学校の統合がある。

当時の状況としては、西原第二小学校通学区域で少子化による単学級化が進んでおり、単独の学校として存続するには適正でないほど小規模校化することが見込まれていた。

一方の西原小学校は、当面の児童数は安定して推移するものの、仮に通学区域の一部を西原第二小学校へ編入することは、将来的な児童数確保の点から望ましくはなかった。さらに、校舎の老朽化が進んでおり、建替えの必要性もあったことや西原第二小学校は、もともとが西原小学校から分離した歴史的な経緯もあるなど、一方の要因だけでなく、隣接する両校の統合の条件が整っていたため、実現可能となった。

このように課題の解決に向けては、総合的な視点から幅広く検討すべきであり、そのために共通の方針ともいうべき、基本的な考え方を持つ必要がある。



## 4 . 適正規模・適正配置の基本的な考え方

前述したように、学校施設適正規模・適正配置の検討は、個々の小・中学校に対して、ただ単純に規模を想定し、機械的に通学区域を再設定していただくだけでは、課題の解決にはつながらない。各学校の施設規模と配置の現状を把握するとともに、児童・生徒数の将来動向を見極め、校舎の改修・改築時期との連動、隣接する学校同士との関係、小学校とそこから進学する中学校との関係など、全市的な視点での相対的な関係を整理するなど、包括的な検討が必要となる。

そして何よりも大切なのは、児童・生徒に対しての教育的効果であり、小・中学校は、義務教育でもあることから市内のどの学校でも、一定水準の教育を行うことが前提となる。学校規模や配置による格差を少なくし、小・中学校それぞれの教育上の特性や児童・生徒の心身の発達段階の違いに配慮しながら検討を行うことも重要である。

特に本市で進める「中学校で約3倍となる不登校を中1で未然防止するための『小中連携教育』」を視野に入れた検討も必要である。

この他にも、通学距離や通学時の安全確保の問題、学校と地域社会との関わり、保護者や地域の理解など、多くの留意すべき点が存在しており、児童・生徒への影響をできるだけ少なくするよう配慮しながら検討を行うことが必要である。

そこで、学校施設適正規模・適正配置についての全市的な検討を進めていく上で共通基盤となる「基本的な考え方」を以下で確認し、これに基づいて検討を進めることとする。

### 基本的な考え方

#### 通学区域の適正化を図るとともに地域社会との連携に配慮する

- ・ 特に旧市境などの学校配置に見られるような、指定校と旧市境を越えた近隣校との関係の適正化を図る。
- ・ 学校は、地域社会と密接に結びついていることから、可能な限りこれまでの地域社会とのつながりに配慮する。

#### 近くて安全な通学環境を設定する

- ・ 児童・生徒にとって、小・中学校への通学距離が著しい負担とならないようにする。

- ・ 児童・生徒の通学時の安全を確保するため、幹線道路・鉄道にまたがる地域での通学区域の設定はなるべく避けることとする。

児童・生徒数の確保、交友関係に配慮した良好な教育環境を形成する

- ・ 児童・生徒にとって良好な教育環境を整備・維持していくために、バランスのとれた、安定した児童・生徒数を確保できる学校配置をめざす。特に、人間関係が固定化しやすい小規模校とならない通学区域とするよう努める。
- ・ 児童・生徒の交友関係への配慮、小・中学校間の連携のあり方に鑑み、小・中学校の通学区域に整合を持たせることとする。

の通学区域の適正化については、「合併により偏在する通学区域の解消（保谷第二小、ひばりが丘中、柳沢中通学区域）」に向けたものである。しかしながら一方では、合併前からのそれぞれの歴史と地域特性を持っている点にも配慮し、設定する必要がある。

また、子どもたちを育成する基盤は、学校だけでなく家庭や地域社会も重要な役割を果たしており、学校と家庭・地域社会の一層の連携が求められ、地域社会の協力・支援によって学校の教育機能もより効果的に発揮できる側面もあることから、通学区域と地域社会との関係については、留意する必要がある。

の安全な通学環境の設定については、通学距離や通学時間が児童・生徒の心身に与える影響をできる限り少なくすることや児童・生徒の通学時の安全確保について配慮する必要がある。特に小学生の場合には、その発達段階や特性から考えて、通学による児童の体力面、安全面に配慮が求められる。中学生については、小学生に比べ、体力面から遠距離の通学が可能であるが、通学路の安全確保については、同様に配慮が必要である。

の良好な教育環境の形成については、「地域による児童・生徒数の差の解消」に向けたものである。

学校の適正規模に応じて児童・生徒数を安定的に確保するためには、一方で通学区域の弾力化を図る必要がある。

少子化の影響により、単学級しか編成できない小規模校では、クラス替えができず、人間関係が固定化しやすいことはデメリットとしての面もあわせ持つ。児童・生徒が切磋琢磨しながら、新たな人間関係を通じた社会性を育成できる教育環境の整備が必要である。

また、本市において推進する「小中連携教育」についても、小学校と進学する中学校との通学区域に整合を持たせるなど、児童・生徒の交友関係への配慮が必要である。（たとえば現状では、1つの小学校通学区域から進学する中学校が4校に分かれている場合があるなど、改善が必要である。）

こうした学校をとりまく様々な現状や課題を把握しながら、詳細な児童・生徒数の予測を含め、将来に向けて、本市の子どもたちを育てる教育環境の整備・改善・充実を図りながら、短期的あるいは中長期的な視点に立って、学校の適正規模に応じた児童・生徒数を安定的に確保できることを念頭に検討する必要がある。

配置についても同様に、市域全体からみたバランスよい再配置を検討することも求められている。それぞれの学校が置かれている状況に応じて、速やかに対応すべきもの、ある程度時間をかけつつ検討を行っていくべきものなどを区別しながら、検討を行う必要がある。

以上の考え方を基本として、学校施設適正規模・適正配置については、多角的かつ段階的な検討を進めることとする。